

循環器病リハビリテーション人材資格取得支援事業(認定看護師)補助金交付事務マニュアル 新旧対照表

新	旧
<p>1 交付事務マニュアルの目的</p> <p>本マニュアルは、「循環器病リハビリテーション人材資格取得支援事業(認定看護師)補助金(以下、「本事業補助金」という。)の交付事務にあたり、補助事業の適正な実施と補助金の適正な執行を確保するため、必要と考えられる事項を取りまとめたものである。</p> <p>(略)</p>	<p>1 交付事務マニュアルの目的</p> <p>本マニュアルは、「循環器病リハビリテーション人材資格取得支援事業【認定看護師】補助金(以下、「本事業補助金」という。)の交付事務にあたり、補助事業の適正な実施と補助金の適正な執行を確保するため、必要と考えられる事項を取りまとめたものである。</p> <p>(略)</p>
<p>2 補助事業の内容</p> <p>(1) 補助要件</p> <p><u>県内の医療機関</u>が、循環器病に係る認定看護師(心不全看護認定看護師、脳卒中看護認定看護師、<u>摂食嚥下障害看護認定看護師</u>)。以下、「認定看護師」という。)の資格取得のため、当該職員を公益社団法人日本看護協会の認定を受けた教育機関(以下、「認定看護師教育機関」という。)の教育課程を受講させる取組に対して補助する。</p> <p>(2) 補助事業者</p> <p>認定看護師教育機関の教育課程受講に係る経費、受講に伴う代替職員の賃金等を負担する医療機関<u>。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>2 補助事業の内容</p> <p>(1) 補助要件</p> <p><u>医療機関等</u>が、循環器病に係る認定看護師(心不全看護認定看護師、脳卒中看護認定看護師、<u>摂食嚥下障害看護認定看護師等</u>)。以下、「認定看護師」という。)の資格取得のため、当該職員を公益社団法人日本看護協会の認定を受けた教育機関(以下、「認定看護師教育機関」という。)の教育課程を受講させる取組に対して補助する。</p> <p>(2) 補助事業者</p> <p>認定看護師教育機関の教育課程受講に係る経費、受講に伴う代替職員の賃金等を負担する医療機関<u>等</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p>
<p>3～10 (略)</p>	<p>3～10 (略)</p>